

第2回（仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会 議事録

日 時 平成30年7月25日（水）午前9時30分～10時30分

場 所 すみだりバーサイドホール1階 会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）条例の内容について
 - （2）今後のスケジュールについて
- 3 閉 会

（資 料）

資料1 （仮称）墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（素案）

資料2 スケジュール表

（仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会 （敬称略）

氏 名	所 属	出欠
柳 田 正 明	山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科教授	出席
荘 司 康 男	墨田区障害者団体連合会 会長	出席
三 宅 裕	墨田区障害者団体連合会 肢体障害部会 会長	出席
浅 岡 ミサ子	墨田区障害者団体連合会 視覚障害部会 会長	出席
荘 司 ちづ子	墨田区障害者団体連合会 聴覚障害部会 会長代行	出席
庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会 心障児者部会 会長	欠席
菊 池 昌 子	墨田区障害者団体連合会 肢体不自由児者部会 会長	出席
三 浦 八重子	墨田区障害者団体連合会 精神障害部会 会長	出席
青 木 剛	福祉保健部長	出席
杉 崎 和 洋	福祉保健部障害者福祉課長	出席

会長 出席者数：9名

会議の傍聴の可否：可（傍聴者数：0名）

<事務局出席者> 障害者福祉課 庶務係主査 西村、障害者相談係長 吉田

事務局

皆様、おはようございます。これから、第2回（仮称）墨田区障害者施策に関する政策条例検討会を開催したいと思います。本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

本検討会は、区の公開会議となりますので、傍聴希望者について募集いたしましたが、今回、傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。また、本日の会議録につきましては、後日、ホームページにて公開するために録音をさせていただきますので、ご了承の程よろしくお願いします。また、手話通訳の方もいらっしゃいますので、会議中、ご発言される方は、お手数ですが、お名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いします。それでは、ここからは、柳田会長に進行をお願いしたいと思います。

柳田会長

皆様、おはようございます。本日は、会議の時間が1時間と短いため、早速始めさせていただきます。議題1の条例（素案）について説明をお願いします。

事務局

事前にお渡ししております、資料1の（仮称）墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（素案）について、ご説明いたします。この素案ですが、現時点での区でまとめた案となりますので、内容については皆様にご議論いただければと思います。

まず、前文については、この条例を制定するにあたっての背景、趣旨、考え方を表現した内容となっています。他自治体の条例を参考にしつつ、前回の検討会で墨田区ならではの視点を盛り込んでどうかというご意見もありましたので、前文の中で次のような文言を入れております。

“墨田区では引き続き、人と人とのふれあいを育む暖かな下町情緒を大切に受け継ぎ、障害者の意思疎通にできる限りの配慮を行う必要があります。また、「国際観光都市すみだ」の実現をめざし、暮らす人や働く人だけでなく、本区を訪れる障害者が必要な情報の取得や意思疎通に資する環境の整備に意を用いていきます。”

そして、条例の本編に入りますが、第1条には目的を、第2条には定義の規定を設けています。障害者の定義ですが、障害者基本法での規定と若干異なっている部分がありますので、この点についても皆様からのご意見をいただければと思います。次に、意思疎通手段の定義ですが、手話、要約筆記、筆談などと挙げていますが、こちらはあくまで例示ですので、ここに挙げられているものに限るものではありません。

続いて、第3条では基本理念として、“障害のある人となない人が互いを理解し、その人格及び個性を尊重すること。障害者の意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならないこと。”の2点を掲げており、これらが大前提として進めていくという内容になっています。

また、第4条には区の責務、第5条には区民及び事業者の役割を定めておりますが、区民及び事業者に対しては、具体的な義務を課すものではなく、協力するよう努めていただくという内容に止めています。第6条の事業者による取組の支援については、事業者が条例の目的の実現に向けて取り組みを行う際には、必要に応じて、区が情報提供や助言等を行い、それを支援していくという内容です。

第7条の施策の実施については、具体的には“意思疎通手段の普及促進のための啓発、意

意思疎通手段の利用に資する環境整備、 障害者以外の者が、意思疎通手段を習得する機会の提供、 点字、音訳等による区政情報の発信、 この条例の目的を達成するために必要な施策”を挙げております。説明は以上となります。

柳田会長

それでは、本会議の終了時刻まで意見交換をさせていただければと思っておりますが、追加で事務局から定義についてご説明があるとのことですので、お願いします。

事務局

先ほど、事務局からの説明にもありましたが、障害者基本法や10月1日施行予定の「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、障害者の定義について“障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。”と定めています。今回の区の条例の素案では“障害により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。”としており、社会的障壁、社会生活という文言が入っていません。このことについては、まずは、国の法律、東京都の条例という大きな枠組みの中で、社会的障壁、社会生活という部分について捉えているということなので、区の条例としては、今回の素案で示す定義の部分に重点を当てていこうと考えています。

また、都の条例では情報に関する規定もありますので、こちらについても都の条例の運用の状況も視野に入れながら検討していく必要があるかと思っています。

柳田会長

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問などがありましたら、お願いいたします。

A委員

今回の素案については、どこの自治体の条例を参考に作成されたのでしょうか。また、条例の名称について、「障害者の意思疎通」という文言がありますが、多くの自治体では、「意思疎通」ではなく「コミュニケーション」という言葉を使っています。この2つの言葉はどのように違うのでしょうか。

事務局

まず、どこの自治体の条例を参考にしたのかについては、どこか特定の自治体を参考にしたというわけではありません。もちろん、さまざまな自治体の条例を参考にさせていただきましたが、全体を見て、その中で墨田区の視点でまとめさせていただきました。また、「コミュニケーション」という言葉を使っている自治体が多いのではないかというお話ですが、「コミュニケーション」と「意思疎通」という文言は、言い方の違いであり、同義と考えていただいてもよいと思います。条例の体裁としては、カタカナ語よりはそれに代わる「意思疎通」という言葉を使ったほうが適当であろうということで「意思疎通」を使っております。

B委員

この「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の他にもう一つ、別に「墨田区手話言語条例」を作っていただくことは可能でしょうか。

杉崎委員

前回の検討会でも若干説明させていただきましたが、区議会でもこの条例については注目が高まっており、手話言語条例もありますが、手話言語も含めた全体の意思疎通についての条例を検

討してはどうかと思います。今回は手話言語条例とその他の障害者の意思疎通について、両方にかかる条例を作っておりますので、区としては、今回の条例とは別個に手話言語条例を作るという考えは、今の時点ではありません。その点をご理解いただければと思っております。

柳田会長

この条例については、何年後に見直す、という規定は設けないのでしょうか。

杉崎委員

社会状況の変化などに伴って、条例の規定、あり方について見直しは必要ではないかと思っております。この条例を作って何十年もそのまま放置するという考えではありません。

柳田会長

今回の条例は、障害者の意思疎通の条例ではありますが、「手話言語」の部分は分けて規定しており、「手話言語」に重要性を別枠で特化した形となっています。ただ、いずれ社会情勢の中で、さらに手話言語に特化した条例が必要だという議論があれば、今後、見直していく、または「手話言語」だけを分けて条例を作るというような可能性はあるのでしょうか。

杉崎委員

この時点でお約束するものではありませんが、区議会を含めて様々なご意見が出てくる中で、そのような可能性もあるのではないかと思っております。

C委員

条例が制定されて、今より良くなることは、例えばどのようなことでしょうか。

杉崎委員

この条例は方向づけをするものであり、何が変わるのかについては施策の部分ですので、今後、事務局のほうで区長に具体的な施策について提言をして、それを来年の予算に反映していきたいと思っております。具体的な話は区長と詰めておりませんので、この時点で申し上げられませんが、現在、区が行っている意思疎通支援事業を拡大していく方向で考えていきます。その際には、他の自治体の実例を参考にさせていただきたいと思っております。

C委員

全国肢体不自由児者父母の会の今年の指導者研修会のテーマが、重症心身障害児に対する視線入力の意味伝達装置についてです。子ども在宅クリニックのあおぞら診療所のPT(理学療法士)の方も話していましたが、先日、研修会があったそうで、重症心身障害児に対しては視線入力の指導がメインだという話が出ていました。ipad(タブレット型の薄型コンピューター)に入れて操作できるようなものも出ているそうですが、そこまでの研修を受けないと使いこなせないとか、機械を買わないといけないという話もありました。区のほうで予算がついて、そのような視線入力の装置が使えるようになるといいと思います。

杉崎委員

委員がおっしゃられた具体的な施策のお話ですが、この機会にご提案を寄せていただき、事務局では区長へ相談し、検討していきたいと思っております。

柳田会長

私からも、検討をしてもよいのではないかと思う点をいくつか申し上げます。まず、条例の名称について、「障害者の意思疎通」とありますが、「障害者の」の部分が必要なのか、という点で

す。障害者同士の意思疎通に限定するものでもなく、それ以外のすべての方を対象とするものなので、関連法で説明が必要な部分を除いて、「障害者の」と限定することが必要なのかどうかと思います。もう1点、第5条に「区民及び事業者の役割」とありますが、「区民」と「事業者」は分けて整理してもよいのではないかと感じました。また、第7条(3)に“障害者以外の者が、意思疎通手段を習得する機会の提供”とありますが、障害者が意思疎通手段を習得してもいいわけなので、この記載についても根本的に検討してもよいと思います。最後に、第2条の障害者の定義については、障害者基本法にも定義があるならば、区の条例には必要ないともいえると思います。あくまでも私案ですので、ご意見をいただく材料にしていただければと思います。

D委員

視覚障害部会では、とくに条例について意見は出なかったのですが、都にあるいくつかの支部に電話をして、条例に関してどのような施策が必要か話を聞きました。現状としては、同行援護の従事者が少ないので、区でも増やすための事業をしていただきたいと思います。人数を増やしていかないと、この先どうなるかわからないという話が出ました。同行援護をお願いしても、探すので待ってください、ではなく、いないといわれてしまいます。現実にガイドさんが足りない状況です。予算をつけていただき、区で年に1回は研修を開催していただくなど、検討していただければと思います。

柳田会長

障害の計画やプランでは数値目標を設定していると思いますが、行政の計画の中でもしっかりと動いていき、行政として、あるいは区民の皆さんにも協力していただくということを位置づけるための条例でもあると理解していけばよいかと思います。

杉崎委員

ただ今、同行援護の件でお話がありましたが、区では少しでも使いやすくなるようなシステムづくりを検討していきたいと思っています。今回の条例を制定することで、そういった部分も充実させていきたいと思っています。

E委員

東京都の「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の内容について、概要をお知らせします。東京2020大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す、というのが大きな目的です。

具体的には、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、情報保障の推進、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努めるとの規定もあります。広域支援相談員を設け、障害者、事業者双方から相談を受け付けるとともに、紛争事案を解決するため、調整委員会にあっせんの手続きを設け、特に悪質と認められる場合は勧告も行う、という内容です。

杉崎委員

23区の障害福祉課長会でも、10月に施行を予定している条例の話があり、東京都から、差別解消あるいは情報保障について説明を受けました。事業者向けにどう周知をしていくのか質問したところ、事業者向けの説明会の開催、リーフレット・パンフレット、東京都の広報誌などを利用して周知をしていくということでした。

B 委員

条例には、災害時の避難などについても盛り込んでいただけたらと思います。全国的にはそのような規定がある条例もあり、荒川区の手話言語条例でも規定があります。

杉崎委員

最近、西日本での豪雨被害などもあり、日本全国で災害も増えていますので、災害時の対応について条例に盛り込むという件については、事務局で検討させていただきたいと思います。

F 委員

精神障害者は意思疎通はできますが、守秘義務と個人情報の問題が一番の課題になり困っています。最近も、精神障害のある方が自分の意思を伝えられなかったことで、警察を呼ばれるなど、問題になったことがありました。私たちが警察に行っても家族でないからと情報をもらうことができませんでした。精神障害のある方は、急に症状が悪くなった場合、何もできなくなり警察を呼ばれるような事態になってしまうこともあります。問題が起きてしまうと、入院したり、自殺につながってしまうこともあります。条例ができれば、障害があっても皆が住みやすいまちになるのではないかと思います。ただ、精神障害のある方は、自分である程度生活ができてしまうので、その障害の中に入れてもらえないことがあります。当事者の方も精神障害であるということをお蔵していることもあり、だれがどのようにその症状を伝えていったらよいかは課題です。民生委員の方、町会の方などがわかってくださり、間に入って対応していただけることもありますが、家族でないから情報を出せないとなると、一人暮らしの方もいらっしゃるの、何か起こった時にどう対応したらよいか難しい問題があります。この条例については、ぜひ制定に向けて動いていただきたいと思います。

杉崎委員

区の事業を行う際にも、個人情報課題になり、先に進めないという事例はいくつもあります。特に、障害があると自ら言えない方もいらっしゃるの、接し方についても検討が必要かと思えます。

A 委員

私も、個人情報の壁があることで困ったことがありました。銀行に私自身が行けない事情があったとき、警察の方を通して銀行に連絡を入れようとしたところ、本人の声でないと言われてしまいました。銀行の方を説得していただくなど、もっと助けていただけたらと思いました。

手話とその他の意思疎通を一緒にしてはどうかというご意見もありますが、ろうの子供たちが手話を禁止された期間が大変長くあり、最近ようやく手話を使うことが認められました。「手話言語法」制定推進事業には5つの柱があり、手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る、というものです。この中で「手話を守る」という部分については、まだまだ進んでいない状況で、私たちはそのために活動をしています。教育については、条文に啓発に関する部分がありますが、これに当てはまるのでしょうか。

杉崎委員

この条例は理念、方向付けを定めるものですので、具体的な施策については、この条例をもとに検討していくものになります。現在、学校では手話の啓発の機会を年に数回行っていただい

いる状況かと思えます。今後も、啓発という部分で検討していくことになると思えます。

次回、第3回検討会のあとにパブリック・コメントの実施の予定もありますので、今回の素案の前文の部分についても皆様からご意見があればお願いいたします。明日以降、事務局にお寄せいただいても結構です。

柳田会長

条例の名称にも「手話言語及び意思疎通」とありますが、意思疎通に関しては定義があるのに対し、手話言語については定義がありません。手話言語については前文に説明がありますが、定義に規定した方がよいのではないかとも思いました。また、防災、災害対策という部分を入れていくことによって、警察や消防が関係していくので、そちらの部門にもこの条例の趣旨を意識化していただく機会になるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

A委員

他の自治体の条例では、最後に予算に関する規定があるものがあります。今回の条例には規定しないのでしょうか。

杉崎委員

素案の第7条で施策の実施の規定があり、啓発、環境整備などを挙げていますが、これらを区で推し進める限りは予算を伴うものであると理解をしています。

B委員

パブリック・コメントについては、具体的な日程は決まっているのでしょうか。

杉崎委員

具体的な日程は決まっていませんので、次回の検討会でお知らせさせていただければと思います。

柳田会長

他にご意見ありますでしょうか。他にご意見などありましたら、個別に事務局のほうにお知らせください。

事務局

それでは、最後に資料2の今後のスケジュールについて、ご説明いたします。第3回の検討会については、9月もしくは10月に予定しておりますので、決定しましたらご連絡を差し上げます。その後、パブリック・コメントを実施し、第4回の会議は12月に予定しており、4月の施行を目指していくということになります。

本日の第2回検討会はこれで終了とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。